

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

1 円滑で安全な避難の確保

(1) 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定する。

(2) 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要するものについて名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供をするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できる。

2 被災者保護対策の改善

(1) 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定する。

(2) 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。

3 普段からの防災への取り組みの強化

(1) 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進する。

(2) 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できる。